

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：八峰町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.3%
全職員	59.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	90.3%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	91.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	78.1%
26～30年	91.7%
21～25年	95.5%
16～20年	94.3%
11～15年	—
6～10年	134.3%
1～5年	121.6%

【説明欄】

- ・ 部局長相当職がないため記載していません。なお、次長相当職は課長相当職に計上しています。
- ・ 勤続年数について36年以上区分及び11～15年区分には女性職員がいないため、「—」と記載しています。
- ・ 近年の女性の社会人経験年数の多い新規採用の増加により、相対的に給与水準の高い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。